

西都市林道施設長寿命化計画

(個別施設計画)

計画期間

自 令和 5年4月 1日

至 令和10年3月31日

令和5年4月

(令和5年10月更新)

西 都 市

1 基本的事項

西都市の管理する林道施設(橋梁・トンネル)は、老朽化の対策が大きな課題となっており、今後、施設の補修・更新に要する経費が増大することが見込まれることから、可能な限りのコスト縮減への取組が不可欠となる。

このことから、西都市では林道施設の長寿命化と補修・更新に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図るとともに、林道利用者の安全性を確保するため、「西都市林道施設長寿命化計画(個別施設計画)」を策定する。

これにより、点検・診断の結果に基づき、施設の特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、予防的な補修・機能強化等を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図り、将来にわたって林道施設が求められる機能を適切に発揮し続けるための長寿命化対策を実施する。

2 対象施設

本計画の対象とする施設は別紙のとおりである。

3 計画期間

本計画における施設毎の計画期間は別紙のとおりである。

4 施設の優先度

本計画における施設毎の優先度は別紙のとおりである。

5 施設の状態等

本計画における施設毎の状態については別紙のとおりである。

6 対策内容と実施時期

上記「施設の優先度」及び「施設の状態等」を踏まえ、施設毎に講じる対策の内容及び実施の時期について別紙のとおり計画する。

7 対策費用

個別施設ごとの対策費用の概算については別紙のとおりである。なお、この金額は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な金額や社会情勢の変化等により、金額に変動が生じる場合がある。